

平成 20 年 10 月 6 日

お客様各位

リーマン・ブラザーズ証券株式会社
民事再生手続申立代理人
弁護士 田中 信隆

保護預りの証券にかかる債権届出について

前略

リーマン・ブラザーズ証券株式会社（「弊社」）がお客様から保護預りしております証券で、弊社の海外の関連会社でさらに保護預りされているものにつきましては、各地域で個別に行われている倒産手続の影響もあり、現在のところ再寄託先である海外関連会社からの証券の返還、償還金・利金の引渡しが行われていないため、弊社においても、お客様からの証券の返還、移管、償還金・利金の引渡しのご要請に対応することができず、大変ご迷惑をおかけしております。

弊社としても、お客様のご要請に従った処理がなされるよう各海外関連会社に対し、連絡を試みておりますが、現状、適宜の応答がない状況です。この点については、今後引き続き、何らかの形で連絡をとり、早期に適切な対応をとるよう要請すべく、努力してまいります。

また、お客様からは、こうした証券が万が一何らかの事情により返還されないという事態が生じた場合や、償還金・利金の引渡しが行われなかった場合に備えた弊社民事再生手続における債権届出の要否について数多くお問い合わせを頂戴いたしました。そこで、申立代理人としても、この点について何らかの明確な取り扱いを定めることができないうか、検討してまいりました。しかし、残念ながら、実際にどういった理由によりどういった事情で返還や引渡しが不能となったのかを踏まえ、一律に結論を定めることは困難であると考えざるを得ず、したがって、現段階で、かかる事態が生じた場合の法律関係について弊社側として明確な立場をお示しすることはできない状況でございます。

したがって、まことに申し訳ございませんが、お客様におかれましては、各自のご事情を勘案され、また必要であれば適宜専門家にご相談の上、現時点における再

生債権届出の要否につきご判断下さいますようお願い申し上げます。なお、再生債権の届出の期限は2008年10月21日でございますが、民事再生法上、再生債権者がその責めに帰することができない事由によって債権届出期間内に届出をすることができなかった場合には、その事由の消滅後1か月以内であれば届出の追完が可能とされており(民事再生法95条1項)、また債権届出期間経過後に生じた再生債権については、その権利の発生した後1か月以内に届出をすることとされています(同条3項)。お客様の保護預りにかかる証券あるいは償還金・利金の引渡し不能に基づき、何らかの請求権が弊社に対し生じ、それが再生債権に該当する場合、これらの要件に該当する場合には、2008年10月22日以降であっても(但しいかなる場合も再生計画案の付議決定がなされるまで)届出を認めさせて頂くこととなります。こうした対応は、あくまで実際にそうした届出がなされた場合のその時点での事情を勘案しての事後的な判断に基づかざるを得ませんが、お客様におかれましては、これらの点もご考慮の上、ご対応につき、それぞれご判断頂けますと幸甚です。

以上のとおり、大変遺憾ながら、弊社あるいは申立代理人として、お取扱いに関する明確な方針をお示しすることは困難であり、お客様からのお問い合わせに対し、明確なお答えをすることは難しい状況ではありますが、ご質問等がありましたら、下記の連絡先までご連絡頂きますようお願い申し上げます。

記

電話番号： 03-6440-5300

(お電話頂戴する場合は、10月7日から9日の午前9時半～正午までの間にお問い合わせ致します。)

草々